

関係団体の長 殿

茨城県土木部検査指導課長

東北地方太平洋沖地震における「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」  
の周知等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い発生した廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理については、「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議（仮称）」（以下、「検討会議」という。）等において検討が進められております。

この度、検討会議での検討を踏まえ、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」（以下、「指針」という。）が、環境省から周知されておりますのでお知らせいたします。

なお、指針は、今後修正があり得る暫定版という整理になっております。また、指針について、現時点では、文書による自治体への通知やホームページでの公表は予定されていないとのことです。加えて、指針の 12 ページ「収集（9）」に記載のある、アスベスト混入廃棄物等の処理について、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>）に掲載されておりますので、あわせてお知らせいたします。

また、損壊家屋等の災害廃棄物の処理と併行して、一部損壊した建築物等に係る解体工事、修繕・模様替工事等（以下、「解体工事等」という。）が、今後増加するものと予想されます。

特に、解体工事等における石綿の取扱いについて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）においては、対象建設工事の受注者は正当な理由がある場合を除き、同法施行規則にも基づき、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下、「付着物」という。）の有無の調査及び付着物の除去と特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずることとされております。

貴職におかれては、損壊家屋等の災害廃棄物の処理にあたっては指針を参考にするとともに、一部損壊した家屋等の解体工事等の実施にあたっては建設リサイクル法並びにその他石綿に関する関係法令を遵守して適正に実施して頂きますよう、貴下会員に対して周知して頂きますよう御協力お願いいたします。